

## ○浅麓環境施設組合議会処務規程

令和3年2月10日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、浅麓環境施設組合議会（以下「組合議会」という。）の事務処理等について必要な事項を定めるものとする。

(職の設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第138条第4項の規定により、組合議会に書記長及び書記を置く。

(書記の職務)

第3条 書記長は議長の命を受け、書記は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事する。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、組合議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和3年2月10日訓令第1号）

この規程は、令和3年2月10日から施行する。